



地方公共団体と住宅金融支援機構が連携

子育て・移住・空き家活用を応援!!

住宅取得の際に地方公共団体の補助制度を利用する場合【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。

応援1 住宅取得の際、市町村から補助金などの財政的支援があります!

※財政的支援の詳細は各市町村へお問い合わせください。

1 浦河町

建設課
TEL 0146-26-9010



○浦河町住宅新築リフォーム等支援補助金

2 むかわ町

建設水道課
TEL 0145-42-2427



○むかわ町戸建て住宅取得奨励金(はーとふる・ほーむ助成事業)

3 新ひだか町

建設課
TEL 0146-49-0328



○新ひだか町空家居住補助金交付事業

4 伊達市

都市住宅課
TEL 0142-82-3294



○伊達市子育て世帯住宅用地購入費支援事業補助金
○伊達市空き家改修等補助金

5 室蘭市

都市政策推進課
TEL 0143-25-2655



○室蘭市空き家活用促進助成金

7 北斗市

総務部企画課
TEL 0138-73-3111



○北斗市空き家バンク活用事業補助金

9 幕別町

住民生活課
TEL 0155-54-6602



○幕別町マイホーム応援事業補助金

10 大樹町

建設水道課
TEL 01558-6-2118



○大樹でかなえるマイホーム支援補助金

11 芽室町

企画財政課
TEL 0155-62-9721



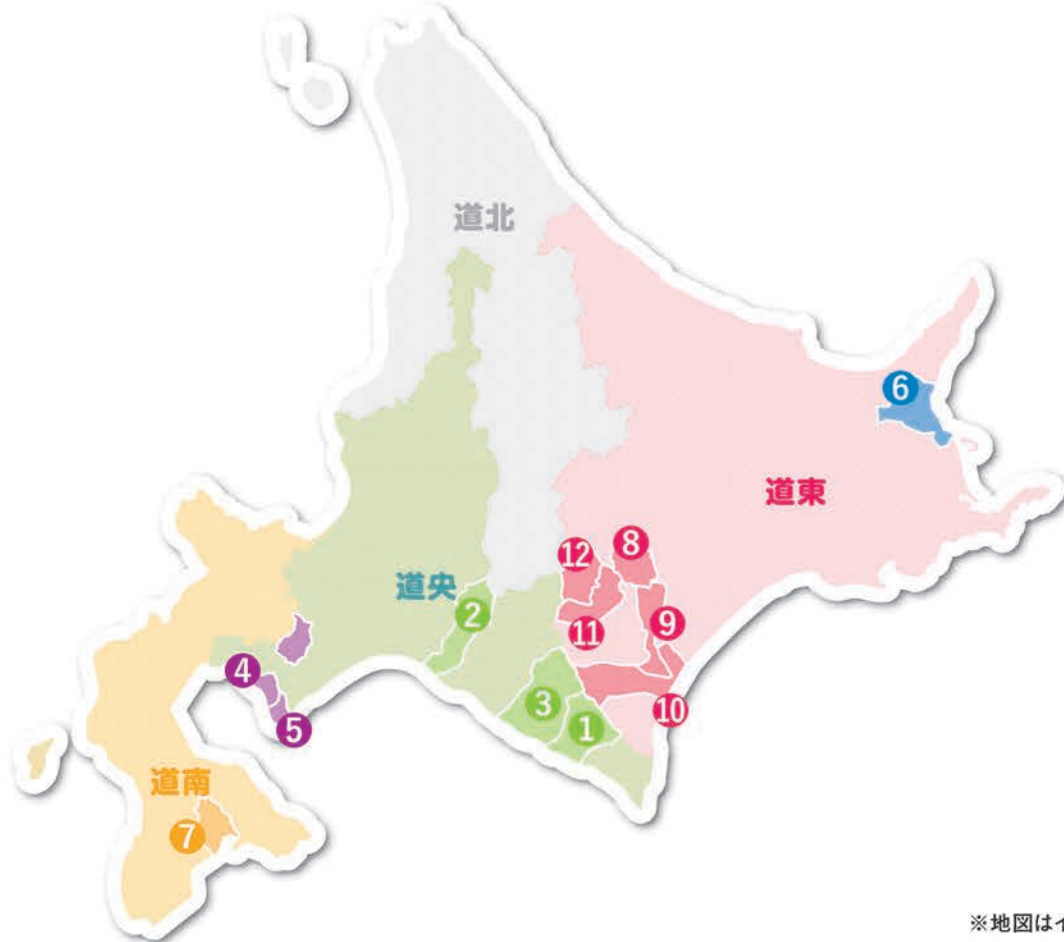
○芽室町子育て世帯新生活応援奨励事業
○芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励事業

12 清水町

商工観光課
TEL 0156-62-1156



○清水町子育て世帯定住促進住宅取得奨励金
○清水町移住者定住促進住宅取得奨励金



※地図はイメージです。

上記は、住宅金融支援機構が道内で【フラット35】子育て支援型・地域活性化型に関する連携協定を締結している全36の市町村のうち、本紙の配布地域に所在する12団体です。(令和2年10月1日時点)
利用要件などの詳細及びその他の市町村については、ホームページをご覧ください。

応援2 上記の市町村の補助制度を利用する場合【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます!

【フラット35】
子育て支援型

【フラット35】
地域活性化型



住宅ローン
【フラット35】

当初5年間 借入金利から
年0.25%引下げ

【フラット35】S
と併用すると

当初5年間 借入金利から
年0.5%引下げ

※金利Aプランの場合／
6年目以降10年目まで年0.25%引下げ

(注) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付などが終了した場合も受付を終了させていただきます。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。

◆ 詳しくはホームページ ◆

<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html>

フラット35 子育て 検索



住宅金融支援機構 北海道支店 地域連携グループ
TEL011-261-8306 営業時間 9:00~17:00(土日祝日を除きます)